

平成 28 年 7 月 22 日
高齢施策担当部高齢者支援課

平成 28 年度練馬区地域包括支援センター事業計画について

1 事業計画の概要

事業計画とは、地域包括支援センター（以下「センター」という。）が業務を遂行するために作成する、センターの目的や業務内容に沿った年度ごとの計画である。この計画を立案することにより、事業の方向性と責任体制を明確にし、業務の遂行状況についての評価を可能とするものである。

センターは、区が設置した地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することとされ（介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 2 号ロ）、運営協議会は、毎年度、センターより当該年度の事業計画書等の書類の提出を受けるものとされている。

2 事業計画項目

事業計画の項目は、区内各センターが行う業務内容に沿ったものとするため、センター標準様式を定め、以下の項目に沿って作成している。

(1) 組織運営体制

- ① 事業年度計画の明確化と職員への共有
- ② 職員の適切な業務分担
- ③ 職員の資質向上のための取組
- ④ 圏域の支所との連携
- ⑤ 個人情報保護に対する適切な取組

(2) 総合相談支援業務

- ⑥ 個別ケースへの適切な対応
- ⑦ 相談内容および関係資料の適切な記録・保管
- ⑧ 苦情対応への適切な取組

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント業務

- ⑨ 介護支援専門員のネットワーク構築の支援および資質向上への取組
- ⑩ 圏域の介護支援専門員に対する適切な支援

(4) 権利擁護業務

- ⑪ 成年後見制度活用に向けた取組
- ⑫ 高齢者虐待防止に向けた適切な取組
- ⑬ 消費者被害防止に向けた適切な取組

(5) 在宅医療・介護連携の推進

- ⑭ 圏域における医療機関・介護サービス資源の把握
- ⑮ 在宅医療・介護連携システムの構築

(6) 認知症施策の推進

- ⑯ 認知症施策の推進

(7) 地域ケア会議の推進

- ⑰ 地域ケア個別会議開催の適切な支援
- ⑱ 効果的な地域ケア圏域会議の開催